

「おおいた温泉基本計画」の策定について

大分県生活環境部自然保護推進室

1. 計画策定の趣旨

大分県では、温泉行政の基本的方向を示し、「温泉資源の保護と適正利用の推進」という目標を達成するために、全国初の温泉行政の指針となる計画として、平成13（2001）年3月に「大分県温泉管理基本計画」を策定しました。計画策定から15年が経過し、その間に、長野県白骨温泉における温泉偽装問題の発生や東京都渋谷区で発生した温泉付随ガスによる爆発事故、地熱開発の急激な増加、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂、療養泉の泉質分類の改訂など温泉資源及びその利用を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、温泉資源やその利用を巡って、新たに生じている課題や社会経済情勢の変化等に対応するため、平成28年3月に「おおいた温泉基本計画」を策定しました。

2. 計画の性格・役割

この計画は、源泉数・湧出量ともに日本一である「おんせん県おおいた」において、有限な温泉資源を保護し、持続可能で、かつ、安全・安心な温泉利用を推進するために、本県の温泉行政における基本方針を定めるものです。

また、第3次大分県環境基本計画の個別計画として、その目標の実現施策を温泉資源の保護と利用の点から具体的に示すものになります。この計画には、県が行う施策や事業はもとより、市町村が主体となる施策や県民が自ら実施することが望まれることも含まれています。計画を推進するためには、市町村の積極的な参画を期待するとともに、県民や事業者に対してもこの計画に示す考え方や施策について理解と協力を求めるものです。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成36（2024）年度までの9年間です。

4. 計画の構成

この計画では、温泉の定義や湧出メカニズム等を記載した県内温泉の概要、温泉資源やその利用及び温泉行政などにおける現状と課題、それらに対応するための基本目標を達成するための具体的な施策、各主体の役割と計画の推進の6つの項目で構成しています。

この計画の進捗管理として、それぞれの目標に沿った20の指標を設定しており、環境審議会温泉部会での報告、HP等での公表をすることとしています。